

# 北上市議会業務継続計画（BCP）

令和2年2月13日

議会全員協議会において決定

## 《 目 次 》

### 『大災害発生！その時どう行動したらよいか？』

会議時間以外に発生した災害の際の議員参集の判断基準	2 ページ
議会災害対策会議、議員、議会事務局の行動基準	3～4 ページ
議員の参集方法	5 ページ

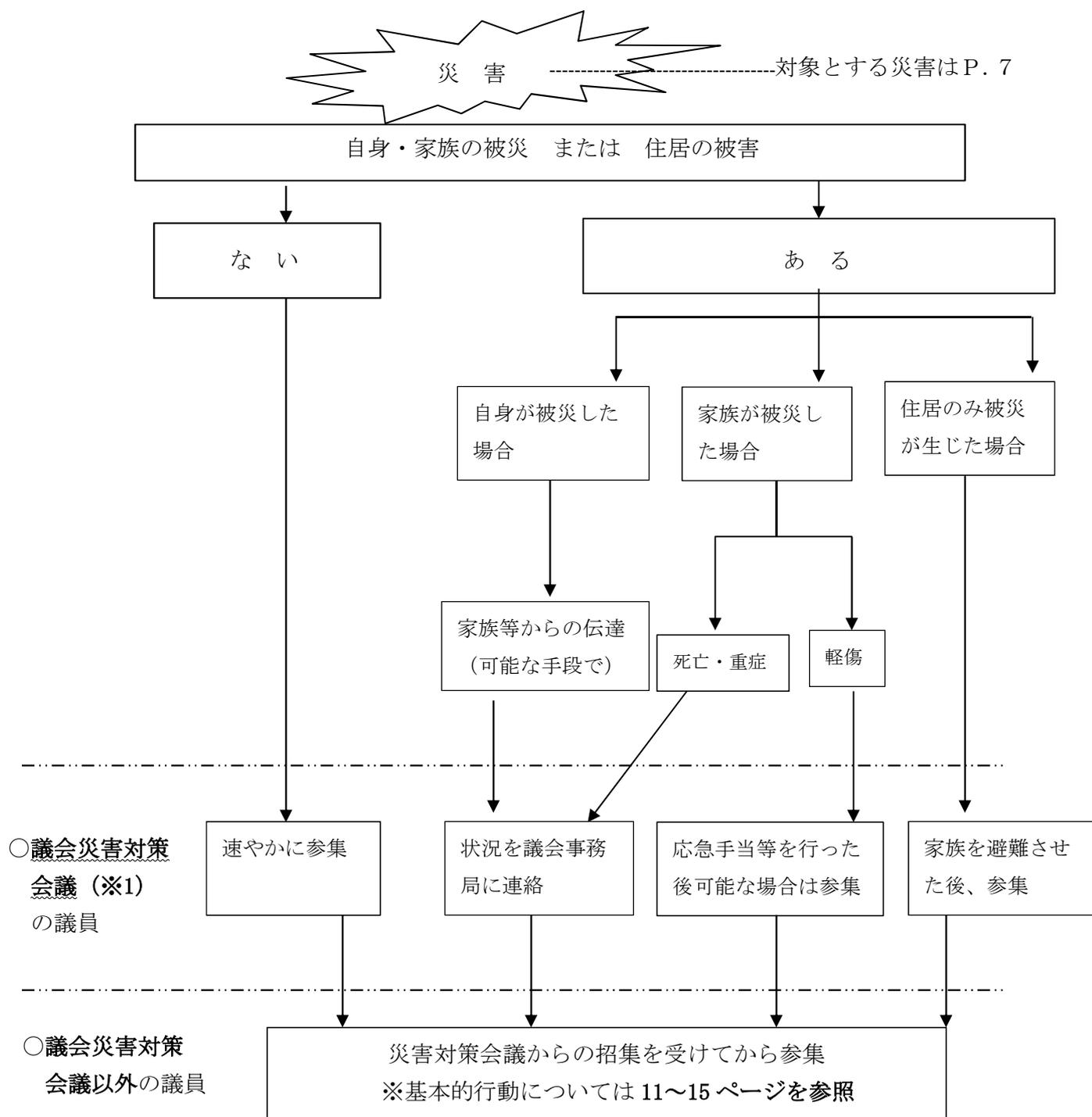
### 『議会BCPの具体的内容』

1 業務継続計画の必要性と目的	6 ページ
2 災害時の議会、議員の行動指針	6 ページ
3 災害時の市との関係	7 ページ
4 災害時の対応基準	7 ページ
5 業務継続の体制及び活動の基準	8～13ページ
6 情報の的確な収集	14～15 ページ
7 審議を継続するための環境の整理	15 ページ

別添：様式1 議員安否確認票

様式2 災害被害状況報告書

【 会議時間以外に発生した災害の際の参集時の判断基準 】



※1 議会災害対策会議の体制は10ページに記載

議員は、自身が被災することも想定して災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法なども含めて家族間で決めて情報共有しておく必要がある。

【 議会災害対策会議、議会・議員、議会事務局職員の行動基準 】

時 期	議会対策会議の議員 (参照 P 10)	議会対策会議以外の 議員 (参照 P. 11. 12)	議会事務局職員 (参照 P. 8. 9)
《初動期》 発災直後～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全確保</li> <li>・対策会議の設置</li> <li>・災害関係情報の収集</li> <li>・市災害対策本部との連携</li> <li>・議員の安否確認などの整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全確保</li> <li>・事務局からの安否確認に対する速やかな応答（通信手段の状況により確認方法が限定される場合もあることから、事務局からの確認の前に自ら報告できる状態であれば事務局に報告する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全確保</li> <li>・災害情報の確認</li> <li>・職員災害初動マニュアルによる災害対応</li> </ul> <p>状況に応じて「議会非常時優先業務」（7 ページ）に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の安否確認</li> <li>・職員の安否確認</li> <li>・対策会議の設置</li> <li>・議会事務局の情報端末の確認</li> <li>・市と連絡体制確保</li> <li>・電気、水道の確認</li> </ul>
24時間から 48時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を収集し全議員招集の有無を協議</li> <li>・市災害対策本部と情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議から指示があるまでは地域活動</li> <li>・災害関係情報の収集（タブレットを利用した現場写真等の収集） …参照 P. 14. 15</li> <li>・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員災害初動マニュアルによる災害対応</li> </ul> <p>状況に応じて「非常時優先業務」（8 ページ）に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の安否確認</li> <li>・職員の安否確認</li> <li>・議場、委員会室などの被災状況の確認</li> <li>・議場、委員会室・議会事務局の情報端末の確認</li> </ul>

48時間から 72時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を収集し、全議員招集の有無を協議</li> <li>・市災害対策本部等と情報の共有</li> <li>・議会運営事項の協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議からの指示があるまでは地域活動</li> <li>・災害関係情報の収集</li> <li>・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力</li> <li>・対策会議からの指示に即答できる態勢の確保</li> </ul>	<p>状況に応じて「議会非常時優先業務」（8ページ）に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の運営</li> <li>・災害関係情報の収集、整理、発信</li> </ul>
《中期》 3～7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を整理し、全議員招集の有無を協議</li> <li>・議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議）</li> <li>・災害初動対応の進捗状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議からの指示を踏まえて行動</li> <li>・地域での災害情報、意見、要望などの収集</li> <li>・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力</li> <li>・対策会議からの指示に即答できる態勢の確保</li> </ul>	<p>状況に応じて「議会非常時優先業務」に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の運営</li> <li>・災害関係情報の収集、整理、発信</li> <li>・議会再開に向けた準備</li> </ul>
《後期》 7日～ 1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議、委員会の開催準備</li> <li>・復旧工事などの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議からの指示により議員活動に専念</li> <li>・本会議、委員会の開催</li> <li>・議決事件の審議、議決</li> <li>・復旧活動に関する県、国への要望などの検討</li> <li>・復興計画の審議</li> <li>・通常の議会態勢へ移行</li> </ul>	<p>状況に応じて「議会非常時優先業務」に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の運営</li> <li>・議会再開に向けた準備</li> <li>・通常業務に移行</li> </ul>

## 【 議員の参集方法 】

災害種別	参集方法（手段）	参集場所	服装	携帯品
地震 風水害 雪害 その他	道路状況を踏まえ 安全を最優先に考 え必要な交通用具 または徒歩で参集	庁舎が被災して いない場合は、 議事堂議員控室 庁舎が被災して いる場合は、対 策会議が指示す る施設	作業服、自身の 安全を確保でき る服装 冬季は防寒対策 を行う 靴は、底の厚い ものなどや長靴 など	携帯電話、タブ レット端末、筆 記用具、飲料 水・食料、軍 手、マスク、着 替えなど

## 1 業務継続計画の必要性と目的

平成23年の東日本大震災を契機として、地方自治体では業務継続計画の策定が広がりを見せ、北上市においても平成31年3月に策定している。当市議会においては、災害時における議員の行動指針を設け、議員は最寄りの避難所に赴き救助活動の支援を行うこととしているが、議会としての役割を果たすためには、災害後、早い段階で議会として機能できる状態になっていることが必要である。これらのことから議会が迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するために必要な組織体制や議員の行動基準などを定めた北上市議会業務継続計画を策定するものである。

## 2 災害時の議会、議員の行動指針

### (1) 議会の役割

議会は、平常時、非常時を問わず議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思の決定をするとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなどの重要な役割を担っている。

議会は、大規模災害が発生した非常時においても機能を停止させることなく定足数に足りる有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならない。加えて復旧・復興においては、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

### (2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。

しかし、一方で災害時に議員は、特にその初期において議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を求められることも事実である。議員は、議会機能を維持するという根本的な役割を十分に認識する中で地域活動などに従事する役割も同時に担うものである。

### 3 災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機・防災対策の担当課をはじめとする執行機関であり、議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事・議決機関としての役割を担い、その範囲内で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初動期において、執行機関では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、執行機関が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視けん制機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。そのため、議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。

### 4 災害時の対応基準

災害時において議会が果たすべき役割や行動については、執行機関の災害対応と緊密な関連性を有し、相互に補完する関係であることから執行機関において地域防災計画に基づく災害対策本部、市国民保護対策本部が設置される災害基準をおおむね準用するものである。

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。

災害種別	災害内容
地震	1 震度5強以上 2 その他議長が必要と認めた場合
風水害・雪害	1 気象警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生、又は発生のおそれがあるとき 2 主要河川について氾濫注意水位を超え、さらに上昇のおそれがある場合 3 その他議長が必要と認めた場合
その他	上記自然災害のほか大規模な火災や事故、ミサイル攻撃、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合、または発生するおそれがあるとき

## 5 業務継続の体制及び活動の基準

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって重要であり、業務継続体制を構築する必要がある。

また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

### (1) 議会事務局の体制

執行機関において、災害対策本部等が設置された場合には、議会事務局職員通常業務に優先して速やかに執行機関が行う応急対応業務にあたるものとする。

なお、応急対応業務中に災害に係る臨時会議・委員会等の開催、協議及び調整が必要な場合には、執行機関と議会の双方において協議し、事務局職員の議会災害対応業務（非常時優先業務）に当たることができるものとする。

また、災害対策本部設置時の議会事務局職員の役割は、他部署への協力班とされている。

#### ① 議会事務局職員の非常時優先業務

議会事務局職員の安否確認
議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
議会事務局の電話、タブレット、FAX、パソコンなどの情報端末機器の稼働確認
議員の安否確認（※別添様式1 議員安否確認票による）
議会災害対策会議の設置準備
市災害対策本部との連絡体制の確保（議会事務局長が本部員）
災害関係情報の収集・整理・議員への発信
議場、委員会室などの建物の被災状況確認と会議場所の確保
議長、委員会等の放送設備の稼働確認
電気、水道などのインフラの確認

#### ② 議会事務局職員の行動基準

ア、災害が勤務時間中に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行ったうえで非常時優先業務に当たる。

＜本会議中または委員会開催中＞

本会議または委員会中における非常時優先業務は、まず議長または委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導にあたり、その後、すみやかに議員の安否確認を行う。

<休会または閉会中>

休会または閉会中における非常時優先業務は、まず来庁している議員の安否確認を行う。次に、議員全員の安否確認を行い、その後の優先業務を実施する。

イ、災害が勤務時間外に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全を確保したうえで住居の被害状況を確認する。災害時の配備体制に従い、第一号非常配備職員については、速やかに参集し、非常時優先業務を行う。それ以外の職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡がとれる態勢を確保するとともに、自宅での待機や地域での支援活動に従事する。(事務局職員の行動基準は、「職員災害初動マニュアル」による。)

③ 議員への安否確認方法と確認事項

議会事務局の情報通信端末が使用できる場合	議会事務局のパソコンなどから議員のタブレット端末にメール一斉送信し、返信のない場合には、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。・・・連絡内容の様式化 ※議長、副議長については、タブレット端末への一斉送信に加えて直接電話により安否を確認する。
議会事務局の情報通信端末が使用できない場合	事務局のタブレット端末などから議員のタブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。また、全議員へFAXの一斉送信により安否確認を行う。(様式1 議員安否確認票による) ※議長、副議長については、タブレット端末への一斉送信に加えて直接電話により安否を確認する。
議会事務局と議会事務局職員の情報端末がすべて使用できないとき	通信機器がすべてダウンした場合、可能な手段で議員宅を直接訪問し安否確認を行う。または、近隣住民からの情報を得る努力をす。ただしやむを得ない場合は「安否未確認」として保留扱いとする。

(2) 議会の体制

①議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において災害初期から議会機能を的確に維持するため市災害対策本部の設置後すみやかに北上市議会災害対策会議を設置し、災害対応にあたるものとする。対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会で構成し、議会としての意思決定を行うにあたっての協議及び調整の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

構成員	議長	副議長	議会運営委員
主な任務	対策会議を設置し会議の事務を統括する。	議長を補佐し議長が欠けた場合にはその職務を代理する。	議長指示のもと次の任務にあたる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の運営に関する事</li> <li>・議員の安否に関する事</li> <li>・議員の参集に関する事</li> <li>・本会議、委員会の開催に関する事</li> <li>・本会議、委員会の協議事項などに関する事</li> <li>と</li> <li>・災害情報の収集などに関する事</li> <li>・市災害対策本部等との連携に関する事</li> <li>・その他災害対応に必要と考えられる事</li> </ul>

災害種別	設置、廃止の時期	設置場所、参集時刻	会議運営など
地震	市の災害対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解散をもって解除する	原則として議事堂第4委員会室に、議会事務局から参集等の指示後に、自身と家族の安全を確保したうえで速やかに参集する	会議の運営は議長が行う。協議事項は議長が決定する。
風水害 雪害	同上	議事堂第4委員会室に、市の災害対策本部等の設置確認後、自身と家族の安全を確保したうえで速やかに参集する	同上
その他	同上	同上	同上

## ② 議員の基本的行動

議員は、災害時には速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。

### <基本的行動>

- ・ 対策会議からの全議員の参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ・ 地域活動などを通して災害情報などを収集する。
- ・ 対策会議からの全議員の参集指示に速やかに対応できるよう連絡体制を常時確保しておく。
- ・ 対策会議の議員は、対策会議が設置された場合には上記にかかわらず対策会議の任務にあたる。

## ③ 発生時期に応じた議員の行動基準

### ア、会議（本会議・委員会）中に発生した場合

- ・ 議長は、直ちに本会議（委員会）を休憩又は散会し、職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示をする。
- ・ 議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行ったうえで被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に家族の安否確認を行うとともに今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

### イ、会議時間外（夜間、週休日、祝日など）に発生した場合

- ・ 議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し自身と家族の安全確保を行ったうえで被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は議会事務局へ安否の報告を行うとともに参集し対策会議の任務にあたる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い連絡が取れる体制を確保し自宅待機又は地域の一員として支援活動や災害情報の収集に当たる。

### ウ、議員の市内不在時に発生した場合

- ・ 議員は、速やかに自身の安全を確保し自身の安全確保を行ったうえで家族の安否の確認を行うとともに被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに参集し対策会議の任務にあたる。その他の議員は議会事務局に安否の報告を行い連絡が取れる体制を確保し自宅待機または地域で一員として支援活動や災害情報の収集にあたる。また、当市に帰着することができない場合には、議会事務局に連絡を取ることとする。

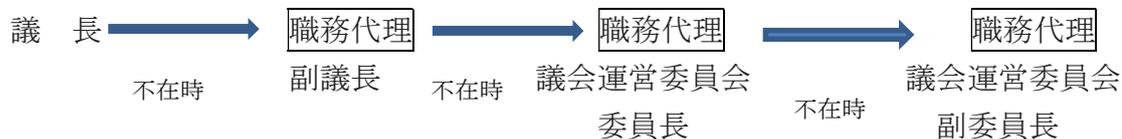
### ※災害情報の収集

災害情報は、「情報収集連絡票」に記載することを基本にタブレット端末などを活用し災害現場の写真等を議会事務局に報告する。

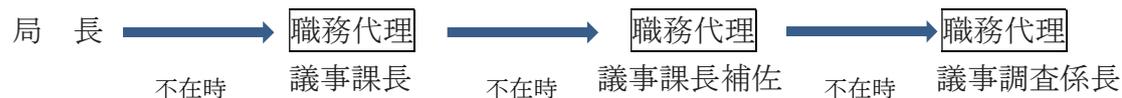
④ 対策会議などの指揮・命令系統

対策会議と議会事務局においては議長と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を定める。

<対策会議>議長不在時の代理者

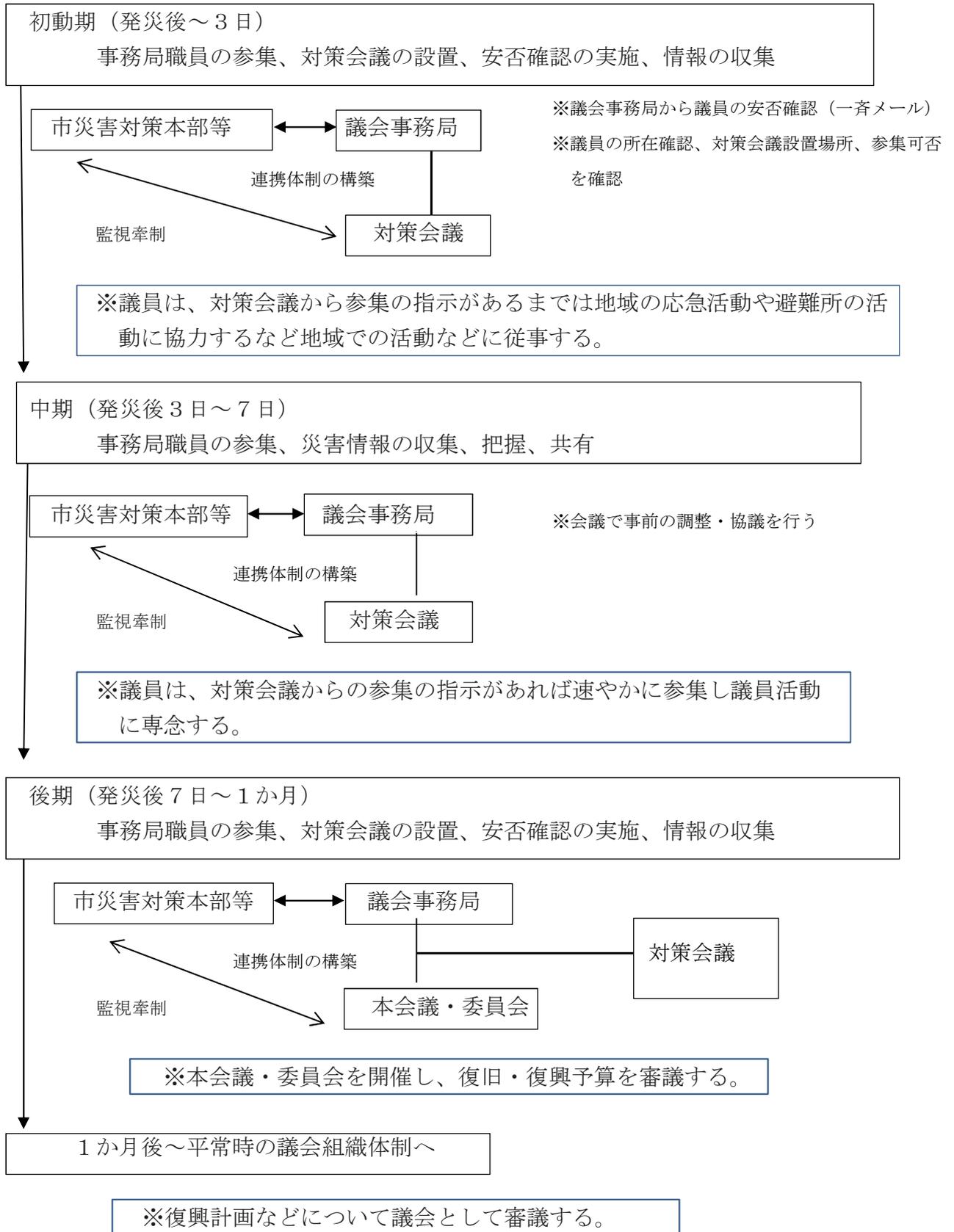


<議会事務局>局長不在時の代理者



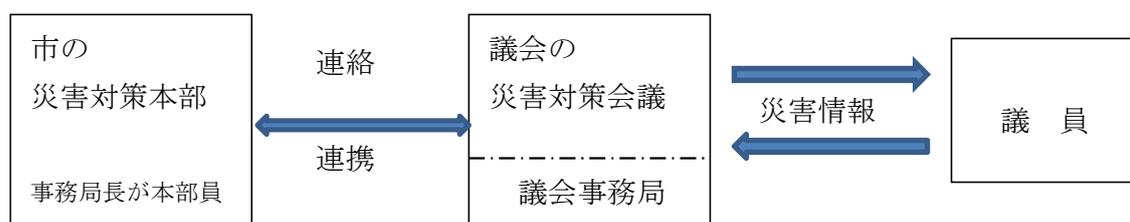
(3) 行動時期に応じた活動内容の整理

①災害時の行動形態は、次のとおりとする。



## 6 情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、職員の現地調査による情報収集や関係機関などを介して、市災害対策本部等に集約されることから当該本部を通して情報を得ることが効率的である。また、一方で、より地域の実情に詳しい議員から地域の詳細な災害情報が寄せられることで、市の災害情報を補完するものとなる。災害情報を的確に把握し災害対応に当たるためには情報共有が必要である。このことについては、議会事務局長が災害対策本部の本部員になっていることから、議会事務局長を通じて得た情報を議員に周知し、また、議員から寄せられた情報を市へ提供する仕組みを検討し、組織的な連携体制を確立する必要がある。



※市の災害対策本部には、議会事務局長が本部員として参画している。

※議員の情報提供・収集などの窓口は、原則対策会議とする。

### (1) 地域の災害情報の収集など

議員は、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため議員は対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動に協力するとともに災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になる恐れもあることから、そのような事態を避けるとともに災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことが重要である。

なお、災害情報の収集においては別添様式2「災害被害状況報告書」を活用するとともに市民への情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るためすべての議員に貸与されていてタブレット端末を有効に活用するものとする。

### (2) タブレット端末の活用

災害情報の伝達に関しては、被災情報が一目でわかる「写真」や「動画」の活用が有効である。そのため議員は、救援・復旧の地域活動を行う際に各自が所有しているタブレット端末等を忘れずに携帯し随時写真や動画を撮影し、状況を記録する。また、議会災害対策会議に情報を伝達する場合には、その状況かわかる写真や挿画を添付することを基本とする。

なお、議会内（議会災害対策会議、議員、議会事務局）の情報伝達にあてっては、議会内のグループウェアシステムを活用することとする。その際の情報送信先は、議会事務局議事課長あて送信することとする。

議員は、災害現場において災害写真などを撮影したときは、災害情報収集マニュアルに基づきタブレット端末に保存する。また、災害対策会議などにおいてはフェイスタイムを活用し最新情報の共有化を図るとともに効率的な会議の運営に努めるものとする。

## 7 審議を継続するための環境の整理

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには必要となる資源の現状と課題を踏まえ必要な資源の確保に向けた措置（対応）が必要である。

### (1) 庁舎の建物・設備

議事堂を含む本庁舎は、東日本大震災後の平成 26 年度に耐震補強工事を行い、その時点から 20 年間は活用できるとされている。しかし、想定外の規模での災害が発生した場合の代替施設を検討しておく必要はある。市では、災害対策本部設置マニュアルの中で、災害対策本部は、①本庁舎 2 階庁議室、②本庁舎 5 階会議室、③北上消防署 のいずれかに設置することが想定されるとしており、さらに代替庁舎としてツインモールプラザ西館の市民交流プラザを選定している。議会としても、本庁舎の活用ができない場合の定められた代替施設とする。

### (2) 通信設備・情報システム

現在、議会事務局には、災害時優先電話は配置されておらず、一般回線による固定電話のみであり、災害時には利用の集中、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれがある。市では、防災行政無線、衛星携帯電話、災害時優先電話を配備している。情報システムについては、災害対策本部内での情報共有システムと市民への情報を発信するための通信手段も保有している。議会にも災害時優先電話の設置について市と協議を進める必要がある。